

松川町告示 第 64 号

松川町農業振興地域整備計画を定めるので、農業振興地域整備計画に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び農用地利用計画の変更理由書を縦覧に供する。

松川町に住所を有する者は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供された農業振興地域整備計画の案について、松川町に意見書を提出することができる。

なお、当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者及びその他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のある時は、令和 8 年 9 月 4 日の翌日から起算して 15 日以内（令和 8 年 9 月 24 日迄）に町にこれを申し出ることができる。

松川町長 北沢 秀公

令和 8 年 8 月 6 日

1 農業振興地域整備計画の案及び変更理由書の縦覧期間

令和 8 年 8 月 6 日から令和 8 年 9 月 4 日まで

2 農業振興地域整備計画の案及び変更理由書の縦覧場所

松川町役場産業観光課（松川町元大島 3823）

3 意見書の提出先・異議の申出先

松川町役場産業観光課（松川町元大島 3823）

4 意見書の提出にあたっての注意事項

- ・提出方法は電子メール、郵便、ファックスによること。
- ・個人の場合にあつては住所、氏名、職業を記載すること。
法人の場合にあつては法人名、代表者氏名、事務所の所在地を記載すること。
- ・意見書の内容を公表する場合があること。ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があること。
- ・意見書に対する個別の回答は行わないこと。松川町農業振興地域整備計画を告示する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて告示すること。
- ・松川町農業振興地域整備計画の案以外に対しては意見書を提出することができないこと。

5 異議の申出にあたっての注意事項

異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印して行うこと。

- （1）異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- （2）異議申出に係る農用地利用計画の案
- （3）異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は住所
- （4）異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- （5）異議申出の趣旨及び理由
- （6）異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- （7）異議申出の年月日